

不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金と民法 405 条

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 令和 4 年 1 月 18 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（受）第 1518 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 民法 405 条・709 条、会社法 350 条
【掲 載 誌】 判タ 1496 号 84 頁、自保 2105 号 181 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25571900

千葉大学教授 白石友行

事実の概要

Y₁社は、平成 25 年 3 月、その代表取締役 Y₂に募集株式を割り当ててこれを実行した。本件新株発行は、Y₂が主導して、専ら X を Y₁ から排除する目的で行われたものであり、X が保有していた Y₁ の株式の価値を著しく毀損するものであった。X は、平成 27 年 3 月、Y₂ に対しては民法 709 条等に基づき、Y₁ に対しては会社法 350 条等に基づき、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴訟を提起し、その訴状は、同年 4 月に Y らに送達された。X は、平成 27 年 6 月 25 日、Y らに対し、民法 405 条に基づき、上記の損害賠償債務について同日までに発生した遅延損害金を元本に組み入れる旨の意思表示をした。

原審（東京高判令 2・5・20（公刊物未登載、LEX/DB25592334））は、本件新株発行について不法行為が成立するとして、X の請求を一部認容したが、その際、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金について同条は適用又は類推適用されず、Y らが負う損害賠償債務に関して平成 27 年 6 月 25 日までに発生した遅延損害金を元本に組み入れることはできないとした。これに対して、X は、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金に同条が適用又は類推適用されないとすれば怠慢な債務者を保護することになる等として、上告受理申立てをした。

判決の要旨

「民法 405 条は、いわゆる重利の特約がされていない場合においても、一定の要件の下に、債権者の一方的な意思表示により利息を元本に組み入れることができるものとしている。これは、債務者において著しく利息の支払を延滞しているにもかかわらず、その延滞利息に対して利息を付すことができないとすれば、債権者は、利息を使用することができないため少なからぬ損害を受けることになることから、利息の支払の延滞に対して特に債権者の保護を図る趣旨に出たものと解される。そして、遅延損害金であっても、貸金債務の履行遅滞により生ずるものについては、その性質等に照らし、上記の趣旨が当てはまるということができる（〔大判昭 17・2・4 民集 21 卷 107 頁〕参照）」。「これに対し、不法行為に基づく損害賠償債務は、貸金債務とは異なり、債務者にとって履行すべき債務の額が定かではないことが少なくないから、債務者がその履行遅滞により生ずる遅延損害金を支払わなかったからといって、一概に債務者を責めることはできない。また、不法行為に基づく損害賠償債務については、何らの催告を要することなく不法行為の時から遅延損害金が発生すると解されており（〔最判昭 37・9・4 民集 16 卷 9 号 1834 頁〕参照）、上記遅延損害金の元本への組入れを認めてまで債権者の保護を図る必要性も乏しい。そうすると、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金については、民法 405 条の上記趣旨は妥当

しないというべきである」。「したがって、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金は、民法405条の適用又は類推適用により元本に組み入れることはできないと解するのが相当である」。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金に対する民法405条の適用又は類推適用の可否について判断を示した初めての最高裁判決であり、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金には同条の趣旨が妥当しないことを理由にこれを否定する。その際、本判決は、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金全般を射程に含む判断を示している。

無利息消費貸借契約上の貸金返還債務の不履行から生ずる遅延損害金については、本判決も引用する大判昭17・2・4（民集21巻107頁）が同条の適用を認めていた。本判決は、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金への同条の適用又は類推適用を否定する判断を示す中で、貸金返還債務の不履行から生ずる遅延損害金には同条の趣旨が妥当するとして昭和17年判決で示された結論を維持する。もっとも、昭和17年判決は遅延損害金の性格を起点として上記の結論を導いており、本判決と昭和17年判決とではその理由付けが異なる。こうした議論の仕方の変化は、本判決が上記の2つの解決を両立させ、かつ、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金全般について同条の適用又は類推適用を否定したことの1つの布石になっている。

また、従前の裁判例では、本判決が扱った問題について結論とその理由付けが分かれていた。肯定例もあったが¹⁾、特段の理由は付されていなかった。他方で、否定例としては、特段の理由を付さないもの²⁾のほか、その理由について、遅延損害金の性質を挙げるもの³⁾、内容は明確でないが同条の趣旨を援用するもの⁴⁾、同条の趣旨を援用しその中身につき本判決が示したそれと類似した内容を述べるもの⁵⁾が存在した。本判決は、こうした状況に終止符を打ったという点のみならず、否定の結論を導くための理由を明確にした点でも意味を持つ。本判決により示された同条の趣

旨の捉え方及びその評価の仕方は、本判決が不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金全般について同条の適用又は類推適用を否定するもう1つの布石になるとともに、他の遅延損害金に対する同条の適用又は類推適用の可否を判断するための基準となる。

二 民法405条の趣旨を起点とした議論

遅延損害金の支払が遅滞した場合の取扱いについては、④義務者が遅滞に陥った時からその遅延損害金も発生するという考え方、⑤義務者が遅滞に陥ったとしてもその遅延損害金の支払を義務付けられることはないが、民法405条の適用又は類推適用に基づき債権者の意思表示によりこれを元本に組み入れることができるという考え方、⑥義務者が遅滞に陥ったとしてもその遅延損害金は発生しないという考え方が想定される。

これまでは、何についての遅延損害金かという点を明確にすることなく、遅延損害金全般の性格を起点として、④から⑥までの適否が論じられ、その中で、遅延損害金全般への同条の適用又は類推適用への可否が議論されることが多かった。遅延損害金が損害賠償の性質を持つことを理由に通常の金銭債権と同じく④を示す理解⁶⁾、遅延損害金の実質的には利息と類似する意味を持つことを理由に⑥を示す理解が⁷⁾、それである。この議論の仕方によれば、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金への同条の適用又は類推適用の可否という問いは、遅延損害金一般への同条の適用又は類推適用の可否という問いに解消される。また、この議論の仕方は、遅延損害金が経済的には元本使用の対価としての側面を持つこと、民法の中には利息という文言に遅延損害金を含める規定が存在すること、元本債務の遅滞はなく利息債務の遅滞がある場合には利息を元本に組み入れることができるのに、元本債務の遅滞があり遅延損害金債務の遅滞がある場合にはこれを元本に組み入れることができないというのは不均衡であることを理由に、同条という利息には遅延損害金が含まれるとした昭和17年判決の影響を受けたものである⁸⁾。他方で、一部では、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金が貸金返還債務の遅延損害金とは異なり元本使用の対価としての側面を持たないことを理由に、前者については⑥が妥当

しないことを説く理解も存在した⁹⁾。もっとも、この理解によると、例えば、金銭奪取等の不法行為の場面では、遅延損害金に元本使用の対価としての側面も含まれるため、この場面における不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金に同条を適用又は類推適用することも排除されない¹⁰⁾。

これに対して、本判決は、遅延損害金の性格ではなく、同条の趣旨を起点として⑥の適否の問題だけを扱う。その結果、本判決の枠組では、遅延損害金の性格をどのように捉えるかという問いから切り離れた形で、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金全般を射程に入れ、かつ、問題となる遅延損害金ごとに同条の適用又は類推適用の可否を決することが可能となっている。もっとも、同条の趣旨を起点とした議論を基礎に据えたからといって、本判決が扱った問題に一義的な結論が導かれるわけではない。この議論の仕方によれば、同条の趣旨をどのように理解し（問題①）、それが各遅延損害金に妥当するかどうかを評価すること（問題②）が重要となる。

三 債権者の保護と債務者への帰責

問題①については、③利息を利用することができずに損害を被る債権者の保護という点を強調する理解、⑥利息の支払をしなかった債務者への帰責という点を強調する理解、④③と⑥の両者を挙げる理解があり¹¹⁾、④では、③と⑥のいずれを重視するかによる差も想定される。本判決は、問題①について④を前提とした上で、問題②については、不法行為に基づく損害賠償債務の額の不明確さに起因する義務者の帰責性の少なさを指摘して⑥の要素を否定する一方（理解⑦）、不法行為の時から遅延損害金を発生させること以上に債権者を保護する必要性が乏しいことを挙げて③の要素を否定し（理解④）、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金について民法 405 条の趣旨が妥当しないことを導く¹²⁾。

このうち、理解⑦は、全ての不法行為に基づく損害賠償債務に当てはまるものではない。履行すべき損害賠償債務の額が定かである不法行為の類型や事案も存在するほか、一定の客観性を持つ損害賠償の額が想定される場合には、一部の裁判例が示唆するように、債権者による催告の額と客観的な遅延損害金の額との間に大きな乖離が存在し

なければ¹³⁾、少なくともその分に係る遅延損害金の不払について債務者を責めることも不可能ではないからである¹⁴⁾。本判決が遅延損害金を支払わなかったからといって「一概に」債務者を責めることはできないとしているのも、これらの点を考慮したものと推察される。その意味で、本判決によって示された問題①の理解は、③の要素に重心を置いた④として位置付けられ¹⁵⁾、これによれば、問題②の理解⑦は、理解④を補助する役割を持つにとどまる。

他方で、理解④については、③を遅延損害金にそのまま及ぼすのではなく、他の法理による保護が存在することを踏まえた評価となっていることが特徴的である。ここには、遅延損害金を利用することができないという意味での損害が想定されたとしても、それは遅延損害金が不法行為時から発生するという解決により填補されているという判断がある。現在の判例で、遅延損害金が不法行為時から発生するという解決は不法行為全般に妥当しているため、理解④は、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金全般について③が妥当しないことを示すものとなっており、その結果、本判決では、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金全般を射程に含む説示が導かれている。

もっとも、本判決の結論が理解④により十分に根拠付けられているかについては、理解④の適切さという観点から疑問が提起される可能性もある。まず、遅延損害金が不法行為時から発生するという解決を批判し、遅延損害金の発生時について、損害賠償額算定の裁量的又は創造的性格を根拠に口頭弁論終結時とする考え方¹⁶⁾、同 412 条 3 項との均衡から請求時とする考え方¹⁷⁾、原則的には請求時としつつ、故意による侵害利得型の不法行為については同 704 条との均衡から不法行為時とする考え方¹⁸⁾、一定の損害についてはそれが発生した時ではなく現実化した時に遅延損害金も生ずるとの考え方¹⁹⁾等によれば、前二者ではその全てにおいて、後二者ではその一部において理解④は成立しない。次に、不法行為時からの遅延損害金の賠償を認めることには、物の滅失又は損傷や金銭の奪取等が問題となる不法行為ではこれらの利用利益の喪失の填補としての意義があり、また、被害者が一定の費用を支出せざるをえなかった場面では被害者にその時点で賠償が付与

されたのと同じ利益を付与するという意義があることも指摘されており²⁰⁾、この理解によれば、不法行為時から遅延損害金が発生することを認めたとしても、遅延損害金を利用することができないという意味での損害は填補されないため、少なくとも部分的には理解④の妥当性は失われる。理解④及びこれに支えられた本判決の結論については、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金全体を視野に入れた検討が要請される。

四 その他の遅延損害金への民法 405 条の適用又は類推適用の可否

本判決の判断枠組を前提とすれば、不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金以外の遅延損害金に対する民法 405 条の適用又は類推適用の可否についても、問題②の理解⑦と理解④に照らして問題①の④と⑥が妥当するかという観点からの判断がされる²¹⁾。まず、本判決も説示するように、貸金返還債務の不履行から生ずる遅延損害金には、理解⑦も理解④も妥当しないため、昭和 17 年判決の結論が維持される。ただし、この遅延損害金が利息と同視されることではなく、この遅延損害金にも同条の趣旨が妥当することが理由となるため、同条の適用ではなく類推適用が問題となる。次に、安全配慮義務違反による損害賠償債務の遅延損害金については、理解⑦は妥当するものの、理解④は当てはまらない。安全配慮義務違反による損害賠償債務は期限の定めのない債務であり、同 412 条 3 項により債務者は債権者から履行請求を受けた時に遅滞に陥るとされているからである²²⁾。問題①の⑥及び問題②の理解⑦が補助的な役割を持つにとどまるという読み方によれば、この遅延損害金に対しては、同 405 条の類推適用が認められる可能性もある²³⁾。しかし、この場合、時効期間の面で接近した不法行為構成との差が再び生ずることの適切さが問われる。最後に、非金銭債務の不履行に基づく損害賠償債務の遅延損害金への同条の類推適用についても、安全配慮義務違反による損害賠償の場面と同様に理解されうる。

●——注

- 1) 大阪地判平 21・8・31 交民 42 巻 4 号 1134 頁、大阪高判平 26・8・29 自保 1933 号 21 頁、東京地判平 30・3・

- 22 判タ 1472 号 234 頁（本判決の原々審）等。
- 2) 東京高判昭 63・3・11 判時 1271 号 3 頁等。
- 3) 大阪地判平 26・1・9 自保 1933 号 33 頁等。
- 4) 東京地判平 24・10・24 自保 1886 号 69 頁、大阪地判平 25・7・4 交民 46 巻 4 号 872 頁等。
- 5) 東京高判平 27・5・27 判時 2295 号 65 頁、大阪地判平 29・3・17 交民 50 巻 2 号 309 頁等。
- 6) 柚木馨＝高木多喜男『判例債権法総論〔補訂版〕』（有斐閣、1971 年）144 頁。
- 7) 我妻栄『新訂 債権総論』（岩波書店、1964 年）139 頁、於保不二雄『債権総論〔新版〕』（有斐閣、1972 年）151 頁等。
- 8) 注 1) で引用した裁判例では、利息と遅延損害金の実質的な類似性を理由に⑥が示されたものと推察される。
- 9) 潮見佳男『新債権総論 I』（信山社、2017 年）243 頁。
- 10) 大久保邦彦「判批」リマークス 55 号（2017 年）20 頁の指摘を参照。
- 11) ⑥を説くものが多いが（平井宜雄『債権総論〔第 2 版〕』（弘文堂、1994 年）32 頁、奥田昌道編『新版 注釈民法（10）I』（有斐閣、2003 年）362 頁〔山下末人＝安井宏〕等）、立法過程では⑥が強調され（川角由和「判批」判評 696 号（2017 年）14 頁を参照）、⑤を明示する見解もある（岡松参太郎『註釈民法理由 債権編』（有斐閣書房、1897 年）35 頁等）。
- 12) 二で整理した問題については、⑥が否定され、⑤が採用される。不法行為に基づく損害賠償債務の遅延損害金が複利で計算されないことについて、横浜地判平 24・9・27 交民 45 巻 5 号 1190 頁。
- 13) 前掲東京高判平 27・5・27 等は、理解⑦に加えて、当該事案で債権者による催告の額が客観的な遅延損害金の額と大きく乖離していたことを、⑥が妥当しないことの理由に挙げる。
- 14) 交通事故による損害賠償債務についての一部提供に関する最判平 6・7・18 民集 48 巻 5 号 1165 頁も参照。
- 15) 本判決が民法 405 条の趣旨を述べた部分で⑥を明示的に記述していないことも、この読み方を支える。
- 16) 藤原弘道「損害賠償債務とその遅延損害金の発生時期（下）」判タ 629 号（1987 年）11 頁等。
- 17) 平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』（弘文堂、1992 年）165 頁等。
- 18) 潮見佳男『不法行為法』（信山社、2005 年）267 頁。
- 19) 最判令 1・9・6 民集 73 巻 4 号 419 頁に付された草野裁判官の意見。同意見の評価について、拙稿「判批」判評 742 号（2021 年）136 頁。
- 20) 若林三奈「不法行為による損害賠償債務が遅滞に陥る時期・試論」立命 363＝364 号（2015 年）1022 頁等。
- 21) 田中洋「判批」法教 600 号（2022 年）103 頁。
- 22) 最判昭 55・12・18 民集 34 巻 7 号 888 頁。
- 23) 理由は付されていないが、高松高判令 2・12・24 判時 2509 号 63 頁。